◆京都の労働メールマガジン　　第15号◆

発行　2019年11月12日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 京都ジョブパークに就職氷河期世代支援窓口を開設しました
2. 11月19日 火曜日、20日 水曜日に合同企業説明会「京都ジョブ博　社員ファースト企業プレミアムセレクション」を開催
3. 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です！
4. 労働保険の加入、忘れていませんか？
5. 京都ジョブパークに就職氷河期世代支援窓口を開設しました

　京都ジョブパークでは、11月11日（月）に、就職氷河期世代の方々を対象にした支援窓口「キャリアアップサポートコーナー」を開設しました。

このコーナーでは、バブル崩壊後の雇用情勢の大変厳しかった時期に就職活動期を迎え、思うような就職ができず、社会人としての職業能力の向上・蓄積が図れないまま、不本意ながら非正規雇用で働き続けている方や離職された方などを対象に、正規雇用化実現のために必要なスキル習得、正社員採用に意欲のある府内中小企業とのマッチングの実施など、ハローワークと密接に連携し、きめ細やかな支援を行います。

・コーナー利用時間

京都ジョブパーク　　月～金曜日　9時から19時／土曜日　9時から17時

北京都ジョブパーク　月～木曜日　9時から17時／金曜日　9時から19時

・場所

京都ジョブパーク　　京都市南区東九条下殿田町70　京都テルサ３階

（京都ジョブパーク内）

北京都ジョブパーク　福知山市駅前町400　市民交流プラザふくちやま４階

　　　　　　　　　　（北京都ジョブパーク内）

詳しくはこちら　http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/press/2019/11/1101\_hyogaki\_madoguchi.html

お問合せは、京都ジョブパーク 電話075-682-8915

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

1. 11月19日 火曜日、20日 水曜日に合同企業説明会「京都ジョブ博　　社員ファースト企業プレミアムセレクション」を開催

　社員の奨学金支援制度・資格取得制度がある・子連れ出勤ができる…

そんな社員想いの企業約50社が集まる合同企業説明会。

先輩社員によるお菓子とお茶でのおもてなしもあります。

求職者だけでなく、業界研究したい学生の参加もお待ちしています。

・日時：11月19日火曜日・20日水曜日　両日とも18時30分から20時30分

・会場：京都経済センター　（四条室町）３階　オープンイノベーションカフェ

・参加企業：働きやすい環境づくりに取り組む企業　約50社

19日火曜日24社　20日水曜日25社

お申込みはこちらから　<https://webjobpark.kyoto.jp/event/detail/5daf9c61e9393>

お問合せは、京都ジョブパーク　電話 075-682-8915

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

1. 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です！

　～大企業等と下請を行う中小企業は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期

発注や急な仕様変更などは止めましょう！～

働き方改革は大企業・親事業者も下請を行う中小企業も共に取組みが進められています。

しかし、本年４月に大企業に時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組みが、下請を行う中小企業に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様の変更など「しわ寄せ」を生じさせている懸念があります。

厚生労働省では、こうした「しわ寄せ」が下請を行う中小企業の働き方改革の妨げとならないよう中小企業庁や公正取引委員会と連携を図り、「しわ寄せ」防止の取組みを推進しています。

11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、同時期に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら集中的に取組んでいます。

改正された労働時間設定改善法が平成31年4月1日から施行され、事業主の皆様は、他の事業主との取引で、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

取引にあたっては、以下のポイントについて社内への徹底を図りましょう。

【取引にあたってのポイント】

ポイント１　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、

　　　　　　納期の適正化を図ること。

ポイント２　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ポイント３　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁では「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」により、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係について定めています。

「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」には次のことを含みます。

１　親企業も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

２　発注内容は明確にしましょう！

３　対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

「しわ寄せ防止キャンペーン」に関するお問合せは、京都労働局雇用環境・均等室へ

・京都労働局雇用環境・均等室　電話075-241-3212

「しわ寄せ」に関するご相談は、京都労働局雇用環境・均等室または最寄りの労働基準監督署、若しくは「下請けかけこみ寺（中小企業庁委託事業）」でお受けします。

・「下請けかけこみ寺」相談用フリーダイヤル　0120-418-618

詳しくは「『しわ寄せ』防止特設サイト」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/shiwayoseboushi/index.html>

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

【４】労働保険の加入、忘れていませんか？

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入することが義務づけられています（農林水産の事業の一部を除く）。

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者です。なお法人の役員、同居の親族等は、労災保険・雇用保険の対象とならない場合がありますので、労働基準監督署・ハローワークにお問合せください。

労働保険の加入に関するお問合せは、京都労働局　労働保険徴収課　電話075-279-3220

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。